

午前10時01分 開会

◎開会の宣告

○松崎 誠副議長 おはようございます。ただいまの出席議員数は24名ですので、定足数に達しております。

ただいまから平成26年12月東埼玉資源環境組合議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○松崎 誠副議長 直ちに本日の会議を開きます。

◎議員の紹介

○松崎 誠副議長 先般、草加市選出組合議会議員の任期満了に伴う改選の結果報告が10月31日にありました。ご報告かたがたご紹介いたします。

齊藤雄二議員でございます。

切敷光雄議員でございます。

鈴木由和議員でございます。

松井優美子議員でございます。

宇佐美正隆議員でございます。

浅井昌志議員でございます。

◎議席の指定

○松崎 誠副議長 次に、ただいま紹介いたしました議員の議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長において指定いたします。

書記をして、氏名及び議席番号を朗読させます。

○剣持督己議会係長 朗読いたします。

……朗読……

齊藤雄二議員 5 番、切敷光雄議員 6 番、鈴木由和議員 12 番、松井優美子議員 18 番、宇佐美正隆議員 23 番、浅井昌志議員 24 番。

以上でございます。

○松崎 誠副議長 ただいま朗読させましたとおり、議席を指定いたします。

◎議長選挙

○松崎 誠副議長 次に、当組合議会議長の選挙を行います。

当組合議会議長は、草加市議会議員の任期満了に伴い、欠員が生じております。

この際、議長選挙の方法につきまして、議会運営委員長からご報告をお願いいたします。

野口佳司議会運営委員長。

〔野口佳司議会運営委員長登壇〕

○野口佳司議会運営委員長 おはようございます。

閉会中に開催いたしました議会運営委員会の審査結果をご報告いたします。

議長選挙の方法につきましては、慣例により、指名推選とすることに決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○松崎 誠副議長 お諮りいたします。

議長選挙は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり、指名推選といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松崎 誠副議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とすることに決しました。

お諮りいたします。

議会運営委員会を、慣例により議長選考委員会にかえさせていただきたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松崎 誠副議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ここで、議長選考委員会開催のため、議場外休憩に入ります。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時05分 休憩

午前10時14分 再開

◎開議の宣告

○松崎 誠副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議長選考委員長報告

○松崎 誠副議長 休憩中に開催されました議長選考委員会の結果について、委員長より報告をお願いいたします。

野口佳司議長選考委員長。

〔野口佳司議長選考委員長登壇〕

○野口佳司議長選考委員長 議長のご指名によりまして、休憩中に開催いたしました議長選考委員会の審査結果をご報告申し上げます。

当組合議会議長には、草加市議会議長でもあります浅井昌志議員を全員一致をもちまして推薦することに決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○松崎 誠副議長 お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり、当組合議会議長には浅井昌志議員を指名いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松崎 誠副議長 ご異議なしと認めます。

よって、浅井昌志議員を議長とすることに決定いたしました。

ただいま議長に当選されました浅井昌志議員に会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

◎議長就任挨拶

○松崎 誠副議長 浅井昌志議長の就任のご挨拶をお願いいたします。

〔浅井昌志議長登壇〕

○浅井昌志議長 おはようございます。

皆様のご推挙により議長の職を拝命しました浅井でございます。

議員の皆様、執行部の皆様のご協力とご理解を得ながら議事運営を進めてまいりたいと思
いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○松崎 誠副議長 議長が選任されましたので、交代させていただきます。

ご協力ありがとうございました。

浅井昌志議長、議長席にお着きください。

〔浅井昌志議長・議長席に着く〕

◎理事紹介・挨拶

○浅井昌志議長 次に、去る10月26日の三郷市長選挙において、木津雅晟市長が当選され、引
き続いて当組合の理事に11月14日付で就任されました。

この際、木津雅晟理事よりご挨拶をお願いいたします。

〔木津雅晟理事登壇〕

○木津雅晟理事 おはようございます。

三郷市長の木津でございます。

引き続き東埼玉資源環境組合の理事に就任いたしました。どうぞよろしくお願いいたしま
す。

○浅井昌志議長 次に、去る10月26日の草加市長選挙において、田中和明市長が当選され、引
き続いて当組合の理事に12月12日付で就任されました。

この際、田中和明理事よりご挨拶をお願いいたします。

〔田中和明理事登壇〕

○田中和明理事 おはようございます。

去る12月12日付で当組合の理事に就任いたしました草加市長の田中和明と申します。

これからも議員の皆さん方のご協力、ご指導をいただきながら、当組合発展のために誠心
誠意努めさせていただきますので、どうぞご協力のほどよろしくお願い申し上げ、ご挨拶と
させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎諸般の報告

○浅井昌志議長 この際、諸般の報告をいたします。

委員会条例第6条第2項の規定に基づき、10月31日の閉会中において、議会運営委員に松井優美子議員、総務常任委員に松井優美子議員、浅井昌志、ごみ処理常任委員に鈴木由和議員、宇佐美正隆議員、し尿処理常任委員に斉藤雄二議員、切敷光雄議員、決算特別委員に斉藤雄二議員、切敷光雄議員を選任いたしました。

次に、監査委員から出納検査の結果について報告がありましたので、その写しを報告第1号としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会に説明員として出席通知のありました者の職・氏名の一覧表を報告第2号としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、管理者から議案の提出がありましたので、ご報告いたします。

書記をして議案の朗読をさせます。

○剣持督己議会係長 朗読いたします。

……朗読……

東 埼 資 環 第 6 3 3 号

平成26年12月12日

東埼玉資源環境組合議会

副議長 松 崎 誠 様

東埼玉資源環境組合

管理者 高 橋 努

12月組合議会定例会に提出する議案書の送付について

標記について、平成26年12月24日に招集いたしました組合議会に本職から提案する議案として、別添「議案目録」のとおり議案書を送付いたします。

議 案 目 録

- 1 東埼玉資源環境組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 1 東埼玉資源環境組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

- 1 東埼玉資源環境組合管理者、理事及び副管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 1 東埼玉資源環境組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 1 議決事項の一部変更について（第二工場ごみ処理施設建設工事請負契約の締結）
- 1 平成26年度東埼玉資源環境組合会計補正予算（第2号）について

以上でございます。

○浅井昌志議長 以上で諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○浅井昌志議長 これより会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第127条の規定により、議長において指名いたします。

1 番 高 橋 幸 一 議員

2 番 島 田 玲 子 議員

4 番 鈴 木 勉 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○浅井昌志議長 次に、会期の決定を議題といたします。

閉会中に議会運営委員会が開催されましたので、議会運営委員長から報告をお願いいたします。

野口佳司議会運営委員長。

〔野口佳司議会運営委員長登壇〕

○野口佳司議会運営委員長 閉会中に開催いたしました議会運営委員会の審査結果をご報告いたします。

今定例会に管理者から提出されました議案は、東埼玉資源環境組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定についてのほか5件であります。一般質問通告者はありませんでした。また、今定例会の会期につきましては本日1日間と決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○浅井昌志議長 以上で議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○浅井昌志議長 ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日1日間と決しました。

**◎閉会中の継続審査案件（管理者提出第6号
議案）の上程及び決算特別委員会委員長の
報告**

○浅井昌志議長 次に、閉会中の継続審査となっておりました管理者提出第6号議案 平成25年度東埼玉資源環境組合会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

決算特別委員長から審査の結果について報告がありました。委員会審査結果報告書及び委員会報告書をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

決算特別委員長から、閉会中における委員会の会議の経過並びに結果について報告を求めます。

白川秀嗣決算特別委員長。

〔白川秀嗣決算特別委員長登壇〕

○白川秀嗣決算特別委員長 おはようございます。

議長のご指名によりまして、9月定例会において当委員会に付託されました第6号議案につきまして、その審査経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会は、去る11月12日、第一工場第一委員会室において、委員全員出席し、説明員として副管理者、事務局長、会計管理者並びに担当課長の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

まず、審査に先立ちまして欠員となっておりました副委員長の選挙を行い、斉藤雄二委員が副委員長に選出されました。

続いて審査に入りましたが、審査の方法は、執行部より歳入・歳出に分けて一括して説明を聴取し、歳入は最初に第1款及び第2款、次に第3款から第6款、最後に第7款及び第8

款の3つに分けて、歳出は款別に質疑を行いました。その主なものを申し上げます。

なお、議長の許可をいただき、委員会報告書を配付させていただいておりますので、ご参照いただきたいと存じます。

まず、歳入の部のうち、歳入全体に係る質疑について申し上げます。

事業系ごみの増加要因は。また、減量化への取り組みは、との質疑に対し、家庭系ごみは各構成市町による分別の徹底と3Rの推進により減少傾向にある。しかし、事業系ごみについては平成22年度までは減少していたが、平成23・24・25年度と若干増加傾向にある。この要因としては、竜巻災害により搬入された廃棄物の影響もあるが、それとあわせて「ららぽーと新三郷」や「イオンレイクタウン」などの大型店舗が開設され、また駅周辺の開発も進んでいることから、各企業の事業活動も活発になり、それに伴って増加していると考えられる。これらの対応策として、組合ではごみ内容物検査を行っており、特に昨年12月には自走式コンベアごみ投入検査機を導入し、検査の充実を図っている。検査の際には、構成市町の担当者にも立ち会いを求め状況を確認してもらうとともに、不燃ごみや廃プラスチック等の不適正なごみについては事業者を持ち帰っていただいている。

いずれにしても、ごみの減量化を図るため各構成市町と連携し、搬入事業者、また排出事業者に対してもごみの適正処理についての指導を強化してまいりたいとのことであります。

次に、生し尿の搬入量が増加した要因は、との質疑に対し、昨年度は台風等の影響で浸水が多く、これにより便槽に雨水が入り込んだことにより、清掃に伴う処理量が増えたことが大きな原因と考えている。

なお、これらの実態調査については、構成市町において生活環境計画に基づき実施されているとのことであります。

次に、堆肥化事業に係るせん定枝及び刈り草の搬入状況は、との質疑に対し、せん定枝及び刈り草の受け入れについては、放射性物質の影響により公共施設から搬入されるものに限定してきたが、放射能の濃度が下がってきたことから本年10月から個人による搬入を再開した。個人搬入の場合、費用は無料であるが、従前と異なり1日1人1件で搬入量は100キログラムを限度とし、電話による事前申し込みが必要になる。また、造園業者等の事業者による搬入の場合は有料になるとのことであります。

次に、第2款使用料及び手数料について申し上げます。

ごみ処理手数料の不納欠損を踏まえ、搬入事業者に対する調査及び今後の対応策は、との質疑に対し、ごみ処理手数料の不納欠損は、平成23年度に越谷市の搬入事業者が倒産したこ

とにより発生したもので、その対象となる搬入量は平成23年11月分から平成24年2月分までで、計1,054.38トンとなった。その経過は、平成24年3月14日に破産管財人より破産手続開始決定の通知があり、その後財産状況報告集会が5回開催された。平成25年8月22日に東京地方裁判所において破産手続終結決定がされ、その決定により事業者が会社としての法人格を失ったため、これに係るごみ処理手数料の不納欠損処理を行ったものである。これらに対する対応策として、搬入事業者に、前年度の搬入実績に係る手数料の1割程度を保証金として事前に納めてもらう制度を設けたほか、納入期限も以前より短縮させることにより不測の事態に備えている。

また、搬入事業者に対する許可は構成市町で行っており、その審査の際に事業者の決算書等により経営状況及び財産状況が確認され、その結果が組合に報告されることから、構成市町と更なる連携を図り対応してまいりたいとのことでありました。

次に、第3款財産収入について申し上げます。

電力売払代金の決算額が当初予算額を上回った理由は、また、売払先選定の考え方は、との質疑に対し、現在組合では、東京電力と平成25年度から平成27年度までの3カ年で電力供給契約を締結している。この契約では契約期間内で保証される基本単価が1キロワットアワー当たり約10円と定められている。これに年度ごとの交渉により付加価値分が加わる。平成25年度は付加価値分として1キロワットアワー当たり約1円上乗せされたことから、単価は約11円になった。当初予算では契約時期の関係により基本単価での計上になることから、付加価値分が加わった決算額はこれを上回った。なお、事業系ごみの増加により発電量が増えたことも一因と考えられる。

また、ごみ搬入量により発電量が増減することから年間を通じて一定の供給ができないことを踏まえ、安定的な条件で購入が可能な東京電力と契約を結んでいる。PPSについては売電単価が高いことから、現在建設中の第二工場ごみ処理施設が完成した後、草加市及び八潮市分のごみの搬入がなくなることを踏まえ収益確保のため検討したいと考えているが、PPSは単年度契約が原則であるため、年度ごとの安定した単価の保証が課題である。

いずれにしても、夜間電力等を活用しながら節電に努め、売払電力量を増やすべく取り組んでまいりたいとのことでありました。

次に、原子力損害賠償金として認定されなかった費用の内容は。また、平成25年度分の請求状況は、との質疑に対し、原子力損害賠償金は、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により飛散した放射性物質の影響を受け、組合で実施した対策に要した平

成24年度分の費用を東京電力に請求し認定されたものである。請求の内訳は、放射能測定費用、放射能検査機器の購入費用、焼却灰等の保管に係る追加的費用等があり、総額は4億3,748万8,394円であった。請求後交渉を重ねた結果、請求額の92.14%に当たる4億313万7,434円が認められたものである。請求して認められなかったものは、放射能濃度の測定に係る検査費用117万960円で、これは法令等に基づかない検査とみなされたことによるものである。また、副次産物の処分に係る追加的費用3,318万円は、飛灰キレート注入設備の増設工事費用であるが、これは恒久的設備の資産取得とみなされ認められなかった。ただこの費用については、原子力発電所の事故がなければ設置する必要がなかった設備であることから、今年度も再度請求していく。

なお、平成25年度分の損害賠償金については、東京電力に対し約3億円を既に請求しており、12月上旬には具体的な金額の提示があると聞いているとのことでありました。

次に、第7款組合債について申し上げます。

第二工場ごみ処理施設建設事業債を補正予算により大幅に増額した理由は、との質疑に対し、平成25年度の当初予算において、ごみ処理施設建設工事費4,860万円のうち外構工事分114万円と工事監理委託料800万円の計914万円に対し、起債可能な75%の680万円を第二工場ごみ処理施設建設事業債として計上していた。これは、第二工場の建設工事請負契約が平成25年3月に締結されたことから、その後請負業者が基本設計及び実施設計を行い、あわせて建設に必要な諸手続を関係省庁と行っていくため時間を要し、平成25年度については、それほど事業が進まないと予想していたことによるものである。しかし思いのほか事業の進捗が図れ、交付金対象事業を実施することが可能になり、また、国の補正予算により平成25年度中に循環型社会形成推進交付金の活用ができるようになったことから、既存杭の引き抜き工事と建設工事の杭打ちを実施するため、3月補正予算において4億2,641万円の建設工事費を追加した。これにより、工事の全体事業費4億8,301万円から循環型社会形成推進交付金1億2,386万1,000円を差し引いた3億5,914万9,000円に対し、起債の対象にならない造成工事費等を控除した3億1,670万円を組合債として借り入れたとのことでありました。

なお、第1款分担金及び負担金、第4款繰入金、第5款繰越金、第6款諸収入、第8款国庫支出金についての質疑はありませんでした。

続いて、歳出の部について申し上げます。

まず、歳出全体に係る質疑について申し上げます。

給与特例減額による影響は、との質疑に対し、給与特例減額については、東日本大震災の

復興のための財源を確保するため、国において特例的な給与減額措置が実施されたことなどから、組合でも平成25年9月から本年3月までの間、特別職及び一般職の給与を減額したものである。これに係る影響額は、一般職については行政職38名、現業職7名、再任用職員13名の合計58名分で約917万2,000円になり、1人当たりの7カ月分の減額額は職員全体の平均で15万8,000円ほどである。また特別職は、構成市町や他団体の動向を踏まえ約15%の減額とした。この影響額は7カ月間で約131万6,800円となり、一般職と合わせると約1,050万円であった。

また、この特例減額は東日本大震災の復興に係るもので、国に準じて実施されたことから、公務員としての使命を改めて意識させられたものであり、これによる職員の士気の低下はなかったものと認識しているとのことであります。

次に、第2款総務費について申し上げます。

広報紙の配布方法に係る考え方は、との質疑に対し、「広報リユース」は、4月・7月・10月・1月に各29万部、年間116万部印刷し、読売、朝日、毎日、東京、産経及び日本経済新聞の6紙に新聞折り込みにて管内の約71%の世帯に配布しており、小学4年生の施設見学に参加した児童にも提供している。しかし新聞を購読していない家庭もあることから、管内5市1町の役所や行政機関に配布して、来庁された方に自由に取っていただいているほか、構成団体で開催される各種イベントに参加し、その際にもごみ減量等の啓発とあわせて配布している。

いずれにしても、組合の運営状況等を発信する手段の一つとして、ホームページの活用などとともに、なお一層充実させてまいりたいとのことであります。

次に、第3款事業費について申し上げます。

し尿処理施設における下水道工事費負担金の内容は、との質疑に対し、組合では、し尿処理水を公共下水道に流しているが、処理水が下水道に流入する接続地点のマンホールが硫化水素の発生しやすい構造になっていたことから、高濃度の硫化水素の発生を抑えるべく接続地点の改造工事を実施した。この公共下水道は草加市の施設であることから、改造工事の費用に係る負担金として草加市に支払ったものであるとのことであります。

次に、自走式コンベアごみ投入検査機を導入した効果及び今後の活用方法は、との質疑に対し、自走式コンベアごみ投入検査機は、焼却施設に搬入されるごみの中に産業廃棄物や再資源化が可能なものが多く含まれているという状況を踏まえ、ごみ内容物検査に使用する特殊車両として導入した。ごみ内容物検査は従来年40回ほど実施していたが、検査機の導入に

より年80回に増やせると考えている。検査機は5階のプラットホームの投入扉前に設置し、収集車両からコンベアにごみを少しずつ投下させ、その中身を検査するもので、不適正なものが発見されれば取り出し収集事業者に持ち帰らせるとともに、検査結果を構成市町に報告し、搬出業者にも構成市町を通して指導しており、建設中の第二工場ごみ処理施設にも設置する予定である。

導入効果については、平成25年度は試験的に使用しており、平成26年度から本格的に実施していることから、本年度の検査を踏まえ検証してまいりたいとのことでありました。

次に、生活排水処理基本計画の内容及び策定に当たっての考え方は、との質疑に対し、現在のし尿処理施設は、建設してから33年が経過しており老朽化が進んでいる。また、処理能力は1日当たり430キロリットルであるが、公共下水道等の普及により搬入量は減少してきており、平成25年度の1日平均搬入量は271キロリットルであることから、施設として過大な規模になってきている。これらを勘案し、搬入量に見合ったコンパクトで効率的な施設への更新設備を検討しているところである。生活排水処理基本計画は、生活排水を適正に処理するため、長期的・総合的視野に立って生活排水処理の基本方針を定める計画で、その内容は生活排水及びし尿・汚泥の処理計画などである。

新施設は、処理能力が1日当たり235キロリットル、処理方式は現在の施設と同様に直接脱水処理方式を考えており、発生した汚泥は脱水し助燃剤化させ、現在建設中の第二工場ごみ処理施設の焼却炉での活用を計画している。平成26年度は設備の基本計画と施設の基本設計の策定、平成27年度には生活環境影響調査を実施するとともに発注に向けた手続を行ってまいりたい。建設時期は平成28年度から29年度の2カ年で考えており、平成30年度から稼働できるように準備を進めているとのことでありました。

次に、第4款建設費について申し上げます。

第二工場ごみ処理施設整備事業に係る進捗状況は、との質疑に対し、平成25年度のごみ処理施設建設工事に係る主な執行内容は、内径500ミリ及び600ミリの既存杭40本の撤去工事と内径500ミリから1,200ミリまでの283本の杭打ち工事である。平成26年度については、ごみピット底盤のコンクリート打設は終了し、壁と柱の配筋作業等を行っている。プラットホームは地中梁の基礎工事を行っており、工場棟の一部の炉室は梁床が4階まで仕上がっている。周りの鉄骨建て方は7階程度まで上がっており、今月末からプラント工事に着手する予定である。なお、10月19日には近隣10町会で組織されている第二工場地元連絡協議会の住民を対象とした工事見学会を開催し43名の方に参加いただいた。

いずれにしても来年度末の完成を目指し、安全を第一と考え工事を進めてまいりたいとのことであります。

なお、第1款議会費、第5款公債費、第6款基金積立金、第7款予備費についての質疑はありませんでした。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論の発言はなく、採決の結果、第6号議案については、全員一致により、原案のとおり認定することに決しました。

以上で報告を終わります。

○浅井昌志議長 以上で決算特別委員長の報告が終了いたしました。

◎管理者提出第6号議案の委員長報告に対する質疑

○浅井昌志議長 第6号議案 平成25年度東埼玉資源環境組合会計歳入歳出決算認定の件に関して、委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑に当たっては、1回目は登壇して発言席にて行い、2回目以降は自席で行ってください。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○浅井昌志議長 質疑はなしと認め、これにて質疑を終結いたします。

◎管理者提出第6号議案の討論、採決

○浅井昌志議長 続いて、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○浅井昌志議長 討論はなしと認め、これにて討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○浅井昌志議長 挙手全員であります。

よって、第6号議案は原案のとおり認定されました。

◎管理者提出第8号議案ないし第13号議案

の一括上程、提案理由の説明

○浅井昌志議長 次に、管理者提出第8号議案ないし第13号議案までの6件を一括して議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

高橋努管理者。

[高橋 努管理者登壇]

○高橋 努管理者 おはようございます。

本日、東埼玉資源環境組合議会12月定例会をご招集申し上げましたところ、議員の皆様方には何かとお忙しい折にもかかわらずご出席を賜り、ありがとうございます。

また、日ごろより本組合の運営につきまして貴重なご指導、ご助言を賜っておりますことに深く感謝を申し上げます。

ただいまは、継続審査をいただいております第6号議案につきまして原案のとおりご決定を賜り、まことにありがとうございます。

本定例会には、私より6件の議案をご提案申し上げておりますが、十分にご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

それでは、各議案につき順次ご説明させていただきます。

まず、第8号議案 東埼玉資源環境組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本議案は、休憩時間、休息時間及び特別休暇について、所要の改正を行う必要があるため提案するものでございます。

改正の内容でございますが、勤務条件の特殊性により休息時間を置くことが公務能率を維持するために必要があると認められる場合を除き、休息時間を廃止するとともに、休憩時間を原則として1時間とするものでございます。

次に、特別休暇に係る改正の内容でございますが、特別休暇を取得できる要件に新たに末梢血幹細胞を提供する場合を加えるものでございます。

また、職員や妻の出産に係る特別休暇につきまして、対象となる期間の始期を出産予定日

の6週間前から8週間前に、多胎妊娠の場合にあつては14週間前から16週間前にそれぞれ改めるほか、子の看護に係る特別休暇につきましても対象となる子を、小学校修了までの子から、中学校修了までの子に改めるものでございます。その他、職員の子の結婚や父母の法事等の祭日の場合に認められる特別休暇について整理を行うものでございます。

なお、本条例は末梢血幹細胞の提供に係る特別休暇に関する規定は公布の日から施行し、平成26年1月1日から適用することといたします。その他の規定は平成27年4月1日から施行してまいります。

次に、第9号議案 東埼玉資源環境組合議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について及び第10号議案 東埼玉資源環境組合管理者、理事及び副管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定については、同様の改正内容でございますので、一括してご説明申し上げます。

2議案とも期末手当に関する規定を整備するものでございますが、議会議員及び管理者を初め常勤の特別職の期末手当につきましては、当組合の一般職の職員の取り扱いに準じて対応してきた経緯がございますので、一般職の職員の期末勤勉手当の支給率の引き上げに準じ、本年度の12月期の支給月数を2.05月から2.2月に改め、年間の支給月数を3.95月から4.10月とするものでございます。

また、平成27年度以降につきましては6月期の支給月数を1.975月に、12月期の支給月数を2.125月にそれぞれ改めるものでございます。

なお、2条例いずれも公布の日から施行し、平成26年12月1日にさかのぼり適用することといたしておりますが、平成27年度以降の期末手当に係る規定につきましては平成27年4月1日から施行してまいります。

次に、第11号議案 東埼玉資源環境組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本議案は、一般職の国家公務員の給与等の改正に伴い所要の整備を行うものでございます。

内容でございますが、人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の取り扱いに準じて平成26年度の月例給与を引き上げるもので、給料表の改定率は平均でプラス0.3%でございます。

次に、12月期の期末勤勉手当につきまして、勤勉手当を0.675月から0.825月に改め、年間支給月数を3.95月から4.10月とするものでございます。

また、平成27年度以降は6月期と12月期の勤勉手当をそれぞれ0.75月に改めるものでございます。

次に、通勤手当につきまして、交通用具使用者に対する支給額を距離区分に応じて月額100円から7,100円の幅で引き上げを行うほか、支給対象を通勤距離1キロメートル以上から2キロメートル以上に改めるものでございます。

そのほか勤務1時間当たりの給与額の算出方法の見直しを行うとともに、附則において現業職員の通勤手当について、支給対象となる通勤距離の規定を一般職の職員と同様に改正を行うものでございます。

なお、本条例は給料及び通勤手当の支給額の引き上げに関する規定及び平成26年度の勤勉手当に関する規定は公布の日から施行し、給料及び通勤手当の支給額の引き上げに関する規定は平成26年4月1日に、平成26年度の勤勉手当に関する規定は同年12月1日にそれぞれさかのぼり適用することといたしております。

また、そのほかの規定につきましては平成27年4月1日から施行してまいります。

次に、第12号議案 議決事項の一部変更について（第二工場ごみ処理施設建設工事請負契約の締結）についてご説明申し上げます。

本議案は、第二工場ごみ処理施設建設工事に係る建設資材や労務単価の急激な上昇等に伴い、契約金額を変更する必要があるため提案するものでございます。

変更の内容でございますが、契約金額を124億4,250万円から137億8,380万円に13億4,130万円を増額するものでございます。

変更の理由でございますが、建設資材の高騰や賃金等の急激な変動に伴い、国土交通省から技能労働者への適切な賃金水準の確保のため平成26年2月からの公共工事の工事費の積算に用いるための公共工事設計労務単価を決定したことの通達を受けたことにより、本工事においても平成26年4月1日を基準日として建設資材や労務費の高騰に対する対応を図ることとし、資材単価及び労務単価の見直しを行ったものでございます。

また、山留工事や杭打ち工事の際に地中内に想定外の障害物等が存在したことで、新たな工事として障害物を撤去するために特殊機械による撤去工事が必要となり、追加工事を行ったものでございます。

引き続き安全を第一に考え、平成27年度末の竣工を目指し、一日も早く完成できるよう努めてまいります。

次に、第13号議案 平成26年度東埼玉資源環境組合会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

補正予算書及び補正予算説明書、並びに事業別補正予算説明書にて説明させていただきた

いと存じます。

補正予算書及び補正予算説明書の5ページをごらんいただきたいと存じます。

平成26年度東埼玉資源環境組合会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによります。

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、6ページでございます「第1表 歳出予算補正」によります。

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、7ページでございます「第2表 債務負担行為」によります。

それでは、歳出補正予算のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、事業別補正予算説明書の22ページをごらんいただきたいと存じます。

1款議会費、1項議会費、1目議会費の職員人件費につきましては、議会事務局職員の人事異動等に伴う整理といたしまして8万円を増額するものでございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の職員人件費につきましては、総務課職員などの人事異動等に伴う整理といたしまして263万円を減額するものでございます。

2目計画管理費の職員人件費につきましては、計画課職員の人事異動等に伴う整理といたしまして16万円を増額するものでございます。

24ページをごらんいただきたいと存じます。

3款事業費、1項事業費、1目施設管理費の職員人件費につきましては、資源エネルギー課職員の人事異動等に伴う整理といたしまして24万円を減額するものでございます。

3目第二工場施設管理費の職員人件費につきましては、資源リサイクル課職員の人事異動等に伴う整理といたしまして467万円を増額するものでございます。

4款建設費、1項建設費、1目第二工場ごみ処理施設建設管理費の職員人件費につきましては、建設準備室職員の人事異動等に伴う整理といたしまして48万円を減額するものでございます。

26ページをごらんいただきたいと存じます。

7款予備費、1項予備費、1目予備費につきましては、156万円を減額し、補正後の額を9,863万4,000円とするものでございます。

以上、歳出予算の人件費と予備費を組み替える補正をいたしまして、補正後の額を補正前と同額の128億9,819万4,000円とするものでございます。

続きまして、債務負担行為についてご説明申し上げます。

7ページをごらんいただきたいと存じます。

初めに、業務運営及び年度間の事業執行を円滑に進めていくものとして、広報発行委託料につきましては、4月号の編集業務を2月から始めるため、期間を平成26年度から平成27年度までとし、限度額を800万円と定めるものでございます。

次に、第一工場ごみ処理施設運転委託料及び第一工場灰等搬出処分委託料につきましては、期間を平成26年度から平成27年度までとし、限度額をそれぞれ5億8,800万円と6億7,500万円に定めるものでございます。

続きまして、最終処分場運転委託料につきましては、現在の包括的業務委託契約が平成26年度末にて終了となるため、改めて平成27年度から3年間の包括的業務委託として、期間を平成26年度から平成29年度までとし、限度額を1億2,200万円と定めるものでございます。

第二工場ごみ処理施設管理棟解体工事費につきましては、ごみ処理施設建設工事の進捗に合わせいこの広場を整備する必要があり、解体工事を4月初旬に開始するため、期間を平成26年度から平成27年度までとし、限度額を7,200万円と定めるものでございます。

第二工場し尿処理施設生活環境影響調査委託料につきましては、県知事へのし尿処理施設設置の届け出に必要となる調査であり、臭気の調査を4月から実施するため、期間を平成26年度から平成27年度までとし、限度額を1,200万円と定めるものでございます。

なお、限度額に含まれる消費税につきましては、現行法の規定に基づき平成27年10月以降は税率10%にて経費を算定し、限度額を設定してございます。

以上、都合6議案につきまして提案説明を申し上げましたが、十分にご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、私からの説明を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○浅井昌志議長 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで、議案審査及びごみ処理常任委員会の委員長の互選を行うため、議場外休憩に入ります。

この際、暫時休憩いたします。

午前11時06分 休憩

午前11時26分 再開

◎開議の宣告

○浅井昌志議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

○浅井昌志議長 この際、諸般の報告をいたします。

休憩中に開催されましたごみ処理常任委員会における委員長の互選結果を報告いたします。

ごみ処理常任委員長に、鈴木由和議員が選出されました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎管理者提出第8号議案の質疑

○浅井昌志議長 次に、管理者提出議案に対する質疑を順次行います。

質疑に当たっては、1回目は登壇して発言席にて行い、2回目以降は自席で行ってください。

管理者提出第8号議案 東埼玉資源環境組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○浅井昌志議長 質疑はなしと認め、これにて質疑を終結いたします。

◎管理者提出第9号議案の質疑

○浅井昌志議長 管理者提出第9号議案 東埼玉資源環境組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番、稲垣茂行議員。

〔15番 稲垣茂行議員登壇〕

○15番 稲垣茂行議員 15番、稲垣です。

組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてご質

問をいたします。

4点お伺いをいたします。

1点目ですが、まず、なぜこの時期に改正を行うのかという、その点について理由、根拠等をお聞かせいただきたいと思います。

2点目が今回の期末手当は既に改定した内容で振り込みがされていると思います。これから議決をするということになるわけですが、手続上問題がないのかどうか、その点について2点目にお伺いいたします。

3点目が附則第3項で内払とみなすというふうに最後に書かれておりますが、この内払とみなすというのはどういう意味なのかということでございます。

最後に4点目でございますが、今回の条例改正と補正予算との関係は直接何か具体的にあるのかどうか。

以上、大変基礎的な質問で申しわけございませんが、ご質問をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○浅井昌志議長 ただいまの質疑に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 ただいまのご質問につきましては、事務局長から答弁申し上げます。

○浅井昌志議長 事務局長。

〔岩上福司事務局長登壇〕

○岩上福司事務局長 ただいまの稲垣議員さんの4点の質問につきましては、総務課長からご説明申し上げます。

○浅井昌志議長 総務課長。

〔永福 徹総務課長登壇〕

○永福 徹総務課長 それでは、ただいまの稲垣議員さんの質疑にお答え申し上げます。

まず、なぜこの時期にというお話でございますが、提案理由の中でも申し上げましたとおり、議会の議員並びに管理者を含め特別職の期末手当の取り扱いにつきましては一般職の職員に準ずるといふ、こういう取り扱いをしてきた経過がございます。このような過去の流れの中から今回も同様の取り扱いをさせていただくということで、議会議員の皆様、あわせて次の議案になりますが、管理者を初め特別職の期末手当についての条例改正を提案させていただいたという経過がございます。

2点目でございますが、期末手当をお支払いした中、もう既に改定の内容ではないかというご質疑でございますが、これは改定前の金額でお支払いをしてございます。議決がいただければ、職員と同様1月のお支払いの中で整理をさせていただこうという取り扱いでございます。

また、附則3項の内払ということは何ぞやというお話でございますが、これは既に改正前の条例に基づいて一度お支払いをしてございますので、今回の条例改正に伴ってこれを遡及適用いたしますが、以前お支払いしたものは新しい条例に基づいてお支払いをした内払とみなす、そういう附則の規定でございます。

それから、補正予算との関係でございますが、職員の関係は影響が出ますので補正予算として人件費の整理をさせていただいてございますが、議会議員さんの報酬の予算につきましては、既に当初予算の中で、当組合の議員さんの交代がございますのである程度満額取っておきますと多少予算の中に枠がございますので、今回上げた分は既に計上してある予算の中で対応ができるということでございます。

以上でございます。

○浅井昌志議長 ただいまの答弁に対し、再質疑はありますか。

15番、稲垣茂行議員。

○15番 稲垣茂行議員 どうも大変ありがとうございました。

1点だけ、再質問させていただきます。

提案理由の説明の中でもございましたが、議員の報酬、あるいは管理者の給与等については職員に準じて行ってきた経緯経過があるというご説明でございました。職員の方は人事院勧告に基づいて給与が改定されるということで、それは当然といえますか、わかりますが、我々議員、あるいは管理者、理事は特に人事院勧告との絡みといえますか、そういうものはないというふうに考えますので、職員の給与が変わったということと連動してやるということはどういう理由なのか、根拠なのかということがちょっと私には理解できませんので、その点についてお伺いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○浅井昌志議長 ただいまの再質疑に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 ただいまのご質問でございますが、何によって決めるかという、そういう

問題も当然あり得るわけですが、やはり先代から職員に準じて行うことが一番好ましいということで取り組んできているわけですので、それを踏襲して今回も改正をしたいということでご提案申し上げておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○浅井昌志議長 ただいまの再答弁に対し、重ねての質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○浅井昌志議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○浅井昌志議長 質疑はなしと認め、これにて質疑を終結いたします。

◎管理者提出第10号議案の質疑

○浅井昌志議長 管理者提出第10号議案 東埼玉資源環境組合管理者、理事及び副管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○浅井昌志議長 質疑はなしと認め、これにて質疑を終結いたします。

◎管理者提出第11号議案の質疑

○浅井昌志議長 管理者提出第11号議案 東埼玉資源環境組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○浅井昌志議長 質疑はなしと認め、これにて質疑を終結いたします。

◎管理者提出第12号議案の質疑

○浅井昌志議長 管理者提出第12号議案 議決事項の一部変更について（第二工場ごみ処理施設建設工事請負契約の締結）について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○浅井昌志議長 質疑はなしと認め、これにて質疑を終結いたします。

◎管理者提出第13号議案の質疑

○浅井昌志議長 管理者提出第13号議案 平成26年度東埼玉資源環境組合会計補正予算（第2号）について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○浅井昌志議長 質疑はなしと認め、これにて質疑を終結いたします。

◎管理者提出第8号議案ないし第13号議案
の委員会付託の省略

○浅井昌志議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております第8号議案ないし第13号議案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○浅井昌志議長 ご異議なしと認めます。

よって、第8号議案ないし第13号議案につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

◎管理者提出第8号議案の討論、採決

○浅井昌志議長 管理者提出議案に対し、順次討論、採決を行います。

管理者提出第8号議案 東埼玉資源環境組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定について討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○浅井昌志議長 討論はなしと認め、これにて討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○浅井昌志議長 挙手全員であります。

よって、第8号議案は原案のとおり可決されました。

◎管理者提出第9号議案の討論、採決

○浅井昌志議長 管理者提出第9号議案 東埼玉資源環境組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について討論に入ります。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○浅井昌志議長 討論はなしと認め、これにて討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○浅井昌志議長 挙手全員であります。

よって、第9号議案は原案のとおり可決されました。

◎管理者提出第10号議案の討論、採決

○浅井昌志議長 管理者提出第10号議案 東埼玉資源環境組合管理者、理事及び副管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について討論に入ります。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○浅井昌志議長 討論はなしと認め、これにて討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○浅井昌志議長 挙手全員であります。

よって、第10号議案は原案のとおり可決されました。

◎管理者提出第11号議案の討論、採決

○浅井昌志議長 管理者提出第11号議案 東埼玉資源環境組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○浅井昌志議長 討論はなしと認め、これにて討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○浅井昌志議長 挙手全員であります。

よって、第11号議案は原案のとおり可決されました。

◎管理者提出第12号議案の討論、採決

○浅井昌志議長 管理者提出第12号議案 議決事項の一部変更について（第二工場ごみ処理施設建設工事請負契約の締結）について討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○浅井昌志議長 討論はなしと認め、これにて討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○浅井昌志議長 挙手全員であります。

よって、第12号議案は原案のとおり可決されました。

◎管理者提出第13号議案の討論、採決

○浅井昌志議長 管理者提出第13号議案 平成26年度東埼玉資源環境組合会計補正予算（第2号）について討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○浅井昌志議長 討論はなしと認め、これにて討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○浅井昌志議長 挙手全員であります。

よって、第13号議案は原案のとおり可決されました。

◎諸般の報告

○浅井昌志議長 次に、諸般の報告をいたします。

議会運営委員長から、特定事件について閉会中の継続審査として付託されたい旨の申し出がありましたので、特定事件一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎特定事件の議会運営委員会付託

○浅井昌志議長 次に、議会運営委員会の閉会中における特定事件の継続審査の件を議題いたします。

お諮りいたします。

特定事件につきましては、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査事項として議会運営委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○浅井昌志議長 ご異議なしと認めます。

よって、特定事件につきましては、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査

事項として議会運営委員会に付託することに決しました。

◎閉議の宣告

○浅井昌志議長 以上で今定例会の議事は全て終了いたしました。

◎管理者挨拶

○浅井昌志議長 この際、管理者から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可いたします。

高橋努管理者。

[高橋 努管理者登壇]

○高橋 努管理者 12月定例会が閉会されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、私よりご提案申し上げました6議案につきまして、慎重にご審議を賜り原案のとおりご決定をいただき、ありがとうございました。

ご案内のとおり、来年平成27年は当組合が前身の埼玉県東部清掃組合として発足して以来50年という節目の年を迎えます。永年にわたる管内住民の皆様方を初め、組合運営に携わってこられた皆様方に改めて衷心より感謝を申し上げますとともに、管内住民の皆様様の生活環境の向上のために引き続き全力で運営に当たってまいり所存でございます。

第二工場の建設工事は、工場棟の建設工事、プラント工事が本格化しております。引き続き安全性に十分配慮しながら工事を進め、来年秋からの試験稼働、平成28年4月からの本格稼働を目指してまいります。

また、堆肥につきましては、10月に販売を再開いたしましたが、予想をはるかに上回る盛況でやむを得ず一時販売を中止しております。現在、販売を継続し得る量の堆肥を確保すべく製造を進めており、組合ホームページや1月発行の広報紙で販売再開のお知らせをしてみたいと考えております。

年の瀬を迎え何かとお忙しいことと存じますが、議員の皆様におかれましては健康に十分ご留意いただき、健やかに新年を迎えられますようお祈りいたしますとともに、今後ともご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○浅井昌志議長 これにて、平成26年12月東埼玉資源環境組合議会定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

午前11時45分 閉会